

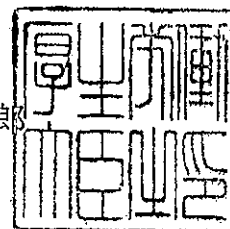
厚生労働省発食安第0718007号

平成18年7月18日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の施行に伴い意見を求めるものであり、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、平成17年2月14日付け厚生労働省発食安第0214001号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の成分規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ペノキススラム

